

香川県死因究明等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、死因究明等推進計画（令和3年6月1日閣議決定）に基づき、本県の状況に応じた施策を検討するとともに、検査や解剖等の死因究明等に関する専門的機能を有する体制の整備を図ることを目的として設置される香川県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、香川県における死因究明等に係る各種事業を推進させるための方策等について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- 一 行政関係者
- 二 医師会、歯科医師会等医療提供を行う関係団体
- 三 警察関係者
- 四 学識経験者

五 その他香川県において死因究明等を実施する機関の関係者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は健康福祉部医務国保課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日（第1回開催日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月27日（第3回開催日）から施行する。